

| 平成26年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日） | | | | | | |
|--|-----------|-----------------|--------|--------------|------|--------------|
| 招集年月日 | 平成26年9月8日 | | | | | |
| 招集の場所 | 基山町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 | 開会 | 平成26年9月8日 | 9時30分 | 議長 | 鳥飼勝美 | |
| 及び宣告 | 散会 | 平成26年9月8日 | 13時54分 | 議長 | 鳥飼勝美 | |
| 応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 |
| | 1番 | 神前輔行 | 出 | 7番 | 後藤信八 | 出 |
| | 2番 | 久保山義明 | 出 | 8番 | 大山勝代 | 出 |
| | 3番 | 牧菌綾子 | 出 | 10番 | 品川義則 | 出 |
| | 4番 | 木村照夫 | 出 | 11番 | 林博文 | 出 |
| | 5番 | 河野保久 | 出 | 12番 | 松石信男 | 出 |
| | 6番 | 重松一徳 | 出 | 13番 | 鳥飼勝美 | 出 |
| 会議録署名議員 | | 8番 | 大山勝代 | | 10番 | 品川義則 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | | (事務局長) 鶴田しのぶ | | (係長) 藤田和彦 | | (書記) 埋金晴代 |
| 地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名 | 町長 | 小森純一 | | こども課長 | | 内山十郎 |
| | 副町長 | 松田一也 | | 健康福祉課長 | | 熊本弘樹 |
| | 教育長 | 大串和人 | | 農林環境課長 | | 松雪靖弘 |
| | 総務課長 | 酒井英良 | | まちづくり推進課長 | | 天本正弘 |
| | 企画政策課長 | 木村司 | | 会計管理者 | | 天本政人 |
| | 財政課長 | 城本好昭 | | 教育学習課長 | | 原博文 |
| | 税務住民課長 | 鶴田勝美 | | 代表監査委員 | | 太田博史 |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

会議に付した事件

| | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 町政報告 提案理由説明 |
| 日程第4 | 第27号議案 | 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第5 | 第28号議案 | 基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第6 | 第29号議案 | 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第7 | 第30号議案 | 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第8 | 第31号議案 | 基山町立小中学校のいじめ問題対策に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 第32号議案 | 基山町課設置条例の一部改正について |
| 日程第10 | 第33号議案 | 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 第34号議案 | 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 第35号議案 | 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 第36号議案 | 基山町条例を廃止する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 第37号議案 | 電子黒板の取得について |
| 日程第15 | 第38号議案 | 平成26年度基山町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 第39号議案 | 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 第40号議案 | 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 第41号議案 | 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第19 第42号議案 平成25年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 第43号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第21 第44号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第22 第45号議案 平成25年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 日程第23 報告第6号 平成25年度基山町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第24 報告第7号 基山町一般会計継続費精算報告について
- 日程第25 報告第8号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について
- 日程第26 決算特別委員会の設置について

～午前9時30分 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

ただいまから平成26年第3回基山町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、基山町議会会議規則第120条の規定により、大山勝代議員と品川義則議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から22日までの15日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 町政報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は平成26年第3回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について外9件、財産取得案件が電子黒板の取得について、予算案件が平成26年度基山町一般会計補正予算（第3号）外3件、決算認定案件が平成25年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について外3件となっております。これらについて御提案を申し上げ、御審議いただき

たいと考えております。また、報告事項として、平成25年度基山町財政健全化判断比率等の報告について外2件をお願いいたしております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が8月29日に開催され、平成25年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の認定等について全6議案が審議され、原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、監査委員の選任及び平成25年度歳入歳出決算の認定等について全3議案が審議され、原案どおり可決されました。

次に、農業委員会委員選挙についてでございます。

7月1日の農業委員会委員選挙の告示日に8人の立候補者がありましたが、委員の定数を超えなかったため、無投票当選となりました。

次に、7月及び8月の豪雨の被害についてでございます。

7月3日から7日にかけて梅雨前線による豪雨では、役場の雨量計では、総雨量が312ミリ、1時間当たりの最大雨量は3日午前7時9分までの1時間に35.5ミリを計測しました。町では、7月3日午前4時42分に災害対策連絡室を設置し、関係機関と連携し対応しました。

7月の被害状況は、公共土木災害被害報告3件、被害額210万円、それから林道災害被害報告2件、被害額18万3,000円でございます。農地災害、農業用施設災害については、被災箇所はありませんでした。

8月19日から22日にかけて停滞前線による豪雨では、役場の雨量計で、総雨量が204ミリ、1時間当たりの最大雨量は22日午前4時55分までの1時間に38.5ミリを計測しました。町では、8月22日午前5時に災害対策本部を設置し、関係機関や各対策班と連携しながら対応しました。

8月の被害状況は、公共土木災害被害報告5件、被害額200万円となっております。林道災害、農地災害、農業用施設災害については、被災箇所はありませんでした。

次に、消防関係の訓練についてでございます。

基山町消防団の夏期訓練を8月17日、基山町営球場で行いました。訓練は、各部対抗による消防操法大会を実施し、ポンプ操法の技術向上を図りました。各部とも練習の成果を發揮した見事な操法が披露されました。さらに、女性部及び救護班による救急法訓練も実施しま

した。

また、9月7日に大規模地震が発生したことを想定して鳥栖・三養基地区消防総合訓練がみやき町役場周辺で実施され、密集地火災防御訓練、倒壊家屋等救出訓練が行われました。本町消防団も団長及び団員が密集地火災防御訓練に参加しました。

次に、第5次基山町総合計画についてでございます。

基本構想案については、7月14日に開催された基山町総合計画審議会で議論をしていただき、大筋了承をいただいたところです。現在、基本計画の策定に向け、ワークショップや各地域で取りまとめられた意見及び各種アンケート結果をもとに庁内のプロジェクトチームで検討を行っております。

次に、商工関係についてでございます。

7月19日に開催されました第27回きのくに祭りは、午前中の雨により開催が危惧されました区対抗の綱引きも予定どおり開催され、祭りを盛り上げました。また、今回は国のにぎわい補助金を活用し、「どぶろっくライブ」などにより多くの人手でにぎわいました。

次に、臨時福祉給付金についてでございます。

7月1日から申請を受け付け、8月末現在で2,029人に対し2,606万円の給付を行いました。今後も周知を行い事業の推進を図ってまいります。

次に、健康増進対策についてでございます。

生活習慣病の予防や早期発見のための総合健診について、集団健診を保健センターで5月に7日間、6月に7日間行いました。受診日については受診希望をとって日時を指定し、特定健診とがん検診を同時に実施することによる効率化と、待ち時間を少なくし、健診業務を効率的に実施することができました。休日にも健診日を設定して実施をいたしました。

また、基山町母子推進委員の協力のもと、乳幼児の一時預かりを行う「託児の日」を設定して、受診率の向上に努めました。

次に、放課後児童クラブの運営についてでございます。

夏季休業中のひまわり教室へのお申し込みが定員を上回りましたので、今年度も基山小学校のランチルームを借用し、全ての申込者を受け入れ、運営をいたしました。

次に、たんぼぼ保育園増改築事業についてでございます。

7月16日付でたんぼぼ保育園へ基山町保育所緊急整備事業補助金の交付決定を行いましたので、事業に着手され、8月18日に工事請負契約を結び、増改築工事を進められております。

次に、子育て世帯臨時特例給付金についてでございます。

7月1日から申請を受け付け、8月末現在で803人に対して1,409万円の給付を行いました。今後も周知を行い事業の推進を図ってまいります。

次に、環境美化活動についてでございます。

町民の皆様の御協力を得て、6月1日午前中に県内一斉ふるさと美化活動が実施され、たくさんの方々の御参加をいただきました。区ごとに道路や公園などに散乱しているごみの清掃及び除草作業が行われ、当日収集されたごみの量は、可燃物ごみ約6,645キログラム、缶類約245キログラム、瓶類約75キログラム、ペットボトル約26キログラム、不燃物ごみ約200キログラム、剪定枝約60キログラムの合計約7,251キログラムでございました。

次に、親子で川の生き物調査事業についてでございます。

鳥栖市との連携事業の一環として「親子で川の生き物調査隊～水生生物調査～」を8月2日に基山共乾付近の実松川で実施しました。この調査は、川底にすむ生き物を調べることで、よりその川の状態を知るもので、川を守り、川をよくしていこうという意識を高めることを目的としています。対象者は小学3年生から6年生の児童とその保護者で、基山町から5組、鳥栖市から11組の計16組、40名の参加者が川の水質保全について学びました。

また、8月16日に鳥栖会場として同様の調査を河内ダム河川プール横の大木川で予定され、24組の応募がございましたが、前日の大雨により中止となりました。

次に、基山町污水处理施設管理条例使用料の未改正による賦課過誤徴収についてでございます。

消費税法改正に伴う基山町污水处理施設管理条例の使用料改正につきましては、本来ならば平成25年第4回定例会に改正議案を提出すべきでありましたが、6月27日に条例改正を失念していたことと第2期分使用料について過大徴収していたことが判明いたしました。対象者の方は、きやま台污水处理施設と本桜污水处理施設で污水处理されてある方で、件数が537件、使用料の過大請求額は7万7,130円でございます。

対処方法としましては、使用料改正が急務でございましたので、7月18日の臨時会に使用料改正議案を提出し、可決していただきましたので、対象者の家庭を訪問し、今回の事件の説明と謝罪及び過大徴収分につきましては返金させていただく措置をとりました。

今回の事案につきましては、条例改正を怠る初歩的な誤りと下水道事業に対する不信感を招きましたことに深くおわびを申し上げます。今後、条例改正につきましては、法務研修を

充実し、スキルアップを図り、職員間の連携によりチェック機能を強化してまいります。

次に、家庭用合併浄化槽の設置補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活排水をあわせて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付していますが、6月10日から6月21日まで申請を受け付けましたところ、5人槽が5件、7人槽が8件で、13件の申し込みがありました。現在のところ、補助予定件数に達しておりませんので、追加申請を受け付けております。

次に、コミュニティバス運行についてでございます。

コミュニティバス運行につきましては、7月から有料運行を開始し、7月及び8月の1日平均乗客者数は、目標の50人を上回る74人と順調な運行状況でありました。今後も、住民のニーズに対応しながら、さらなる利用者増を図ってまいります。

次に、けやき台駅バリアフリー化についてでございます。

けやき台駅のバリアフリー化につきましては、これまで多くの要望がございましたので、町といたしましても、JR九州にエレベーターの設置を強く申し入れておりましたが、今年度から地域公共交通確保維持改善事業を活用し、駅舎内のエレベーター2基及び多機能トイレ設置等バリア解消施設整備事業に着手することになりましたので、関連する予算を今議会に計上いたしております。

次に、道路工事及び下水道工事についてでございます。

道工26単第1号本桜・城の上線道路改良工事につきましては、平成26年7月29日から平成27年2月27日までの工期で、鳥飼建設株式会社が3,326万4,000円で請け負い施工しております。現在の出来高は15%でございます。

下工26単第1号きやま台処理区汚水取付管（公共ます外）築造工事につきましては、平成26年8月6日から平成27年2月27日までの工期で、水田建設が575万6,400円で請け負い施工しております。現在の出来高は10%でございます。

次に、全国学力・学習状況調査についてでございます。

全国的な児童・生徒の学力、学習状況を把握、分析し、教育施設の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として小学校6年生、中学校3年生を対象にして実施された全国学力・学習状況調査については、県に続いて全国平均等の調査結果が公表されました。

小学校については、算数のB問題が若干全国の平均と比べ下回っていますが、その他の問題については、ほぼ全国の平均と同程度でございます。

中学校につきましては、国語、数学ともに全国の平均を下回っておりました。特に、数学において課題が見られましたので、今後一層の指導をまいります。

次に、中体連、九州大会及び全国大会についてでございます。

生徒の健全な心身の育成、体力の向上等に資することを目的とした中体連、九州大会及び全国大会が8月に開催され、柔道男子団体、男子個人及び陸上女子が出場しました。

特に、柔道全国大会の男子個人では、50キロ級で1名が優勝し、同じく60キロ級で1名が3位になり、選手たちは日ごろの練習の成果を存分に発揮いたしました。

次に、青少年健全育成事業についてでございます。

8月7日、8日、青少年夏期研修自然体験登山を、九重青少年の家を宿泊地として、小・中学生45名が参加して実施いたしました。初日は台風の影響が心配されましたが、雨にも降られず、全員が黒岩山と泉水山を縦走いたしました。

次に、図書館建設事業についてでございます。

8月10日に実施設計が完了し、8月20日には建築工事関連の予算を承認いただきましたので、現在、入札の準備に取りかかっているところでございます。今後とも、魅力ある図書館づくり、町民が望む図書館づくりを目指して事業を推進してまいります。

次に、基肄城築造1350年事業プロジェクトチームについてでございます。

国の特別史跡、基肄城が平成27年に築造1350年を迎えるに当たり、7月、庁内に副町長を会長とする基肄城築造1350年事業プロジェクトチームを立ち上げました。

プロジェクトチームでは、基肄城築造1350年事業を盛り上げるためのさまざまなイベントを検討しております。

次に、基肄城築造1350年事業及び基山町立小・中学校合同創作劇についてでございます。

基肄城に関する特集記事を「広報きやま」で8月からコラム連載を開始しました。今後、各種関連事業に取り組みながら、平成27年度に向けて機運の盛り上げを図っていききたいと考えております。

また、基山町の希少な文化遺産を誇りに思い、語り継げる子どもたちを育てるため、基肄城をテーマとした創作劇を今年度も取り組んでおります。今回は水城・大野城・基肄城1350年事業の関連事業としても位置づけ、基山の歴史と文化を語り継ぐ会など多くの町民の方々に協力を得ながら、新たに太鼓の導入など、充実した内容となるよう準備を進めております。ふれあいフェスタでの披露に向けて約90人の生徒たちが練習に励んでおります。

最後に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。

ふるさと応援寄附金に、平成26年8月に1件、3万円の寄附がありましたので、ふるさと応援寄附基金に積み立てを予定しております。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

町長、この件は言わんでよかったですか。消防組合で撤回された一番大事なことはないですか。私は議会にそう報告していますよ、議員には。そして、今の町政報告は、定数条例の撤回の件は何ら……

○町長（小森純一君） 続

気になったんですけども……

○議長（鳥飼勝美君）

今、定数条例の撤回の件が入とらんやった、町政報告に。（発言する者あり）だから、そのことが入っていないって、撤回された件が。町政報告に。（発言する者あり）だから、全議案、定数条例案については撤回されましたということと言わんと、私たちは議員にそれ報告しているんですよ。（「なかったこと……」と呼ぶ者あり）もう、なかったことということよかですかね。（発言する者あり）

ちょっと休憩します。

～午前9時55分 休憩～

～午前9時56分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

再開します。

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

申しわけございません。私もちょっとこれは気になったところではあったんですけども、実は、もう議員の皆さん方にも議長からの報告があったと思いますが、4議案上程をいたしまして、1議案だけはいろいろと議論がございまして、どうしようかというような協議の中で、結果的には撤回をするということで、3議案というような表現をしたわけでございます。その撤回した1議案というのは職員の定数問題でございまして、これをどうするかというようなことをいろいろ執行部、あるいは組合の議員さん方との全員協議会の中でのかみ合いが、

ちよつと説明、議論が足りていなかったというようなことで、そういう結果になったということでございます。

そういうことで、3議案可決してもらったというような表現をしたわけでございますけれども、そういうところを考えると、4議案提案して1議案撤回したという表現に改めさせていただきたいというふうに思いますので、ひとつどうかその辺のところをよろしく願い申し上げます。

日程第4～22、23～24 第27号議案～第45号議案、報告第6号～報告第7号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4. 第27号議案から日程第22. 第45号議案まで及び日程第23. 報告第6号から日程第24. 報告第7号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成26年第3回定例会に付議いたします議案について提案理由の説明を申し上げます。

今回は、条例案件10件、財産取得案件1件、予算案件4件、決算認定案件4件、報告事項3件を上程いたしております。それでは順次、提案理由について説明を申し上げます。

まず、第27号議案 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を満たした上で、あらかじめ市町村長に届け出ることになっているため、基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第28号議案 基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の公布に伴い、保育所等の保育施設の利用

を希望する保護者が市町村へ保育の必要性の認定に係る申請を行う場合、市町村は小学校就学前子供の年齢や保護者の状況に応じて保育の必要性の認定を行うこととされており、認定に必要な事由、区分等について町の基準を示すため、基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第29号議案 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

子ども・子育て新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は認可基準及び運営に関する基準を満たすことが求められており、市町村は施設、事業者からの申請に基づいて、これらの施設、事業が給付の対象となることを確認することとされているため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第30号議案 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

子ども・子育て新制度において、家庭的保育事業等（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4類型）を行う場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16の規定に基づき、施設の認可を市町村が行うことになるため、基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第31号議案 基山町立小中学校のいじめ問題対策に関する条例の制定についてでございます。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の制定に伴い、基山町立小学校及び中学校における児童・生徒のいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくするための、基山町立小中学校のいじめ問題対策に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、第32号議案 基山町課設置条例の一部改正についてでございます。

従前の基山町循環バスの運行に関する業務が、地域公共交通を担う公共交通機関との連携事業に関する業務に拡大したことにより、基山町課設置条例を改正するものでございます。

次に、第33号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

基山町循環バスから基山町コミュニティバスとして運行形態を変更したことに伴い、循環バスの検討が不要になったため、循環バス検討委員会の委員を廃止することとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の制定に伴い、基山町立小学校及び中学校における児童・生徒のいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくするために、基山町いじめ問題対策委員会を設置することに伴い、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものでございます。

次に、第34号議案 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてでございます。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）の公布による母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の一部改正に伴い、法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、「配偶者のない男子」についての定義が加えられたため、基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例を改正するものでございます。

次に、第35号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてでございます。

町民の生命、身体及び財産を火災等から守るため消防団活動の充実を図ることに伴い、消防団の入団資格を拡大し、消防団員を確保するため、基山町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第36号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正についてでございます。

基山町営サイクリングロードは、設置から36年が経過し、現在はサイクリングロードとしては全く利用されていないので、基山町営サイクリングロードの設置及び管理に関する条例

を廃止するものでございます。

また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を制定することに伴い、基山町保育の実施に関する条例を廃止するものでございます。

次に、第37号議案 電子黒板の取得についてでございます。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第1号）第3条の規定に基づき、平成26年8月21日公募型指名競争入札に付した電子黒板について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第38号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回、補正予算として2億7,357万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも62億6,074万9,000円となります。

次に、その補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、基幹系情報システム改修委託料についてでございます。

社会保障・税番号制度のための基幹系情報システムの改修のための業務委託料をお願いしております。補正額は1,041万9,000円です。

次に、各種予防接種委託料についてでございます。

これは、法改正により、成人用肺炎球菌ワクチンと水痘予防接種が定期予防接種に追加されるため、その費用をお願いいたしております。補正額は821万6,000円でございます。

次に、青年就農給付金についてでございます。

青年就農給付金（経営開始型）は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的として、安定した収入が見込めない就農初期段階における経営を支援するために給付するものです。今回、新たに2名の方から申請があり、要件を満たしたことから給付を決定いたしました。補助額は300万円です。

次に、けやき台駅バリアフリー化設備整備費補助金についてでございます。

これは、JRが行うけやき台駅舎のバリアフリー化事業への補助でございます。補助額は7,100万円です。

次に、コミュニティバス運行業務支援負担金についてでございます。

10月から3月の費用負担でございます。補正額は1,108万3,000円でございます。

次に、町道維持補修工事についてでございます。

町道の維持補修工事でございます。補正は6,648万2,000円でございます。

以上、概要について申し上げましたが、内容については担当課長より補足説明いたします。

次に、第39号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回、補正予算として5,920万1,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも22億7,506万4,000円になります。

なお、補正予算の内容は、繰越金の額が確定したこと及び療養給付費交付金、保険給付費等の増額等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第40号議案 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回、補正予算として300万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも2億213万7,000円になります。

なお、補正予算の内容は、保険料等滞納金の増額等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第41号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回、補正予算として8万9,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも3億5,211万3,000円になります。

なお、補正予算の内容は、繰越金の額が確定したことによる基金繰入金及び他会計繰入金の更正と事業費の増額でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第42号議案から第45号議案までは、平成25年度各会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成25年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計、基山町下水道特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に、平成25年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、

下水道特別会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げております。朗読いたしまして、説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それではまず、一般会計でございます。

決算の概要につきましては、景気が回復基調にはありますが、やはり日本経済、まだ不透明な部分もございます。そうした中で、本町の年度末人口は昨年より若干増加したものの、少子・高齢化への進行及び生産年齢人口の減少が続いており、自主財源の根幹となる町税収入が落ち込むなど、財政需要に対応できるような財源の確保の必要性や社会保障費の増大により財政運営は引き続き厳しい状況となっております。

平成25年度の予算執行に当たっては、厳しい財政状況の中、行政改革大綱の推進を図るとともに、行政運営上の諸課題に対する問題意識とコスト意識をさらに高め、事業の見直しを図り、必要性、優先順位、費用対効果等を十分に考慮し、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に努め、節度ある財政運営を基本といたしました。

決算規模でございますが、歳入総額は58億9,929万2,000円、歳出総額は57億1,492万円で、前年度決算に比べて歳入は6.4%、歳出は6.1%の増となっております。これを前年度決算の対前年度伸び率、歳入2.5%減、歳出3.0%減と比較すると、歳入で8.9ポイント増加し、歳出で9.1ポイント増加をしております。

これは、歳入では地域の元気臨時交付金等の国庫支出金、町債等の増によるものです。また、歳出では土木費や基金積立金等の増によるものでございます。

次に、決算収支の状況でございますけれども、形式収支額（歳入歳出差引額）は1億8,437万2,000円の黒字で、そのうち、翌年度に繰り越すべき財源は1億175万3,000円で、実質収支額は8,261万9,000円となっております。

また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は、マイナスの6,578万6,000円となっておりますが、実質単年度収支額はマイナスの3,752万6,000円となっております。

収支の状況については、表をお目通しいただきたいと思っております。

それから、歳入でございますけれども、歳入の状況は、平成25年度一般会計歳入決算額は58億9,929万2,000円で、平成24年度決算額に比べて3億5,224万4,000円の増になっています。前年度と比較して増収の主なものは、国庫支出金が2億6,593万6,000円の増、繰入金が4,397万9,000円の増、町債が1億46万6,000円の増となっております。

主な減収としては、町税が3,967万7,000円、地方交付税が3,442万円、県支出金が2,801万2,000円となっております。

伸び率等は、表のとおりでございます。

次に、重立った項目を幾つか説明をさせていただきます。

まず、町税でございますけれども、町税の決算額は23億6,109万6,000円で、前年度に比べて3,967万7,000円の減となっております。

減収の主なものは、個人町民税3,861万9,000円、4.7%の減、法人町民税3,229万9,000円、15.2%の減、町民税全体では7,091万8,000円、6.8%の減となっております。

増収の主なものは、固定資産税1,482万円、1.2%増、町たばこ税1,415万3,000円、10.9%の増、軽自動車税193万2,000円の増、5.6%の増となっております。

町税の歳入全体に占める割合は40%で、町税の各税目別の決算状況は次のとおりで、お目通しをいただきます。

次に、その中の町民税でございますが、町民税のうち、個人分の決算額は7億9,023万2,000円で、前年度に比べて3,861万9,000円の減で、対前年度比は4.7%の減ということでございます。

それから、固定資産税につきましては、決算額は12億891万6,000円で、前年度に比べて1,482万円の増となっております。

主な理由といたしましては、家屋の課税標準額の増額によるもので、対前年度比は1.2%の増でございます。

あとは、軽自動車税、たばこ税、入湯税等は若干の伸びということでございます。

それから、7ページにあります(9)の地方交付税でございますけれども、決算額は10億9,671万7,000円で、前年度に比べて3,442万円の減でございます。

それから、(13)国庫支出金でございますけれども、決算額が6億8,930万7,000円で、前年度に比べて2億6,593万6,000円の増となっております。

これは、主な理由は、社会資本整備総合交付金、地域の元気臨時交付金等の増によるものでございます。

それから、(14)の県支出金は、決算額で3億3,099万9,000円で、前年度に比べて2,801万2,000円の減となっております。

この主な理由は、住宅リフォーム緊急助成事業補助金等の減によるものでございます。

次に、歳出の状況でございますけれども、10ページでございます。

平成25年度一般会計歳出決算額は57億1,492万円で、前年度に比べて3億2,713万7,000円の増となっております。

主な増減のうち、増加したものが総務費の9,791万7,000円、民生費が8,163万3,000円、土木費が2億6,655万1,000円等、減少したものが衛生費で1,359万9,000円、災害復旧費で1,524万3,000円、公債費が1億4,554万7,000円などとなっております。

それではここで、12ページから書いております主要な施策の執行状況・事業説明を若干させていただきます。

まず、(2)の③に書いております総合計画作成でございます。

平成28年度を初年度とする第5次基山町総合計画は、平成25年度から平成27年度にかけて作成を行っております。今回は基山町まちづくり基本条例制定後、初めての計画作成となるため、町民ワークショップ、アンケート調査、意見交換会、パブリックコメント及び審議会を実施し、多くの町民参加を得て基本構想の策定に取り組みました。

次に、基山町ふるさと大使についてでございますけれども、基山町の豊かな自然と歴史、産業、観光などのさまざまな分野の情報を広く全国に向けて発信し、基山町のイメージの高揚を図るため、基山町ふるさと大使設置要綱を制定いたしました。要綱制定に伴い、7月15日に基山町出身の漫画家、原泰久さんに基山町ふるさと大使を委嘱しております。

なお、原さんに関しましては、12月27日に町民栄誉賞を贈らせていただいております。

それから、⑬の公共交通政策についてでございますけれども、基山町地域公共交通会議及び基山町地域公共交通活性化協議会で協議を重ねるとともに、交通利用状況の調査等を実施し、コミュニティバスの運行に必要な地域公共交通ネットワーク計画及び総合連携計画を策定し、平成26年4月からのコミュニティバスの運行に向けての体制づくりを図りました。

それから、⑮の還付金・還付加算金についてでございます。

住宅用地に対する課税標準の特例措置の適用に係る固定資産税の課税誤りが発生したため、平成5年度から平成23年度までの還付金1,079万9,000円、還付加算金366万6,000円の還付を行いました。

それから、(3)の民生費につきましては、社会福祉費でございますけれども、町民の福祉意識の高揚を図り、社会活動への参加を支援するというようなことで、福祉交流館を開いたしております。

それから、⑧の放課後児童クラブでございますが、放課後児童クラブは、学校から帰宅時に保護者が不在の児童へ適切な生活や遊びの場を提供し、その健全な育成を目的に行うもので、平成25年度は、ひまわり教室とコスモス教室、合わせて月平均142名の児童を保育しております。また、ひまわり教室では、夏休みの利用者が店員を上回ったため、基山小学校のランチルームを借用して新たにクラスを編制し、待機者を出さないように運営を行っております。

それから、子育て交流広場につきましては、こちらの子育て交流広場は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として保健センターの2階に開設をいたしております。こちらのほうは年々利用者がふえて、23年度は7,500人、24年度が8,300人、そして昨年、25年度は9,200人を超える交流の場となっております。

それから、子ども・子育て支援事業計画については、そこに書いておりますので、お目通しをお願いします。

それから、衛生費としましては、不妊治療について、これは不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担が重いため十分な治療を受けることができない方に対して、経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の助成を行い少子化対策の推進に努めたということです。

保健予防につきましては、中学生以下の子どもに対し、インフルエンザの重症化及び集団生活での蔓延防止並びに子育てを支援するため、子どものインフルエンザ予防接種の助成を行いました。また、妊婦の風疹感染リスクを下げ、安心して妊娠や出産ができるようにするため、妊娠を希望する女性及び妊婦と同居している者に対して風疹予防接種の助成を行い、保健予防に努めました。

あとは飛ばしまして、19ページの農業振興でございますけれども、中山間地域等直接支払については、6団体29.29ヘクタールの中山間地域において耕作放棄の発生を防止し、農業の多面的機能を発揮するため、適切な農業生産活動を行う地域の農業団体に交付金を出しております。

それから、先ほど申しましたけれども、青年就農給付金については、ハーブや薬物野菜を中心に施設栽培を行う1名の新規就農者に対し、佐賀県青年就農給付金事業補助金を利用し年額150万円の交付を行っております。

商工費でございますが、20ページ、観光につきましては、基山町イメージキャラクター「きやまん」を活用して、JRウォーキングやアジア太平洋フェスティバル福岡等の町内外の各

種イベントに参加し、基山町の観光や町内物産のPRを行っております。

なお、観光協会の活性化を図るために、事務局を基山町商工会に移管をいたしております。

次に、土木費、道路改良でございますけれども、城戸1号線の道路改良工事を378メートル施工し、全区間改良工事を完了することができました。また、本桜・城の上線の道路改良工事を施工し、事業の進捗を図りました。

公園事業につきましても、総合公園事業では、水辺の広場施設整備工事、照明灯工事等の進捗を図りました。また、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業により、中央公園外6カ所の都市公園についてバリアフリー化や遊具の更新に取り組んでおります。

それから、住宅リフォームの助成でございますけれども、これは住宅投資による地域経済の活性化と既存住宅の性能向上を支援するため、佐賀県内の業者で住宅のリフォーム工事をされた50名の方に対し、佐賀県並びに町のほうでもリフォーム助成を行ったということでございます。

それから、消防費ですけれども、平成25年度の火災件数は、建物火災5件、車両火災1件、その他の火災3件、合計9件で、被害総額が3,371万9,000円となっております。

そしてまた、全国の女性消防隊が軽可搬ポンプ操法の技術を競う第21回全国女性消防操法大会が10月21日に横浜市で開催され、大会は各都道府県から代表47隊が出動し、佐賀県代表として基山町消防団女性部が出場いたしました。基山町女性消防隊は、5月から約6カ月間行われた訓練の成果を発揮し、優良賞を受賞をいたしております。

それから、あとは22ページ、文化財保護でございますけれども、特別史跡基肆城跡保存整備計画に基づいて水門の保存修理に取り組んでまいりました。また、23年度に作成した子供たち向けの基山町史ダイジェスト版「ふるさと基山の歴史」を小学校6年生全員に無料配付し、社会科や地域学習の授業での活用を図っております。

それから、歴史民俗資料図書館についてでございます。

図書館の利用も非常に活発ございまして、貸出利用は延べ2万4,256人、冊数が11万2,592冊ということでございます。そしてまた、現在、新しい図書館等については住民の皆さんとの意見交換会やワークショップ等を行ってきております。

それから、町民会館、そして体育館でございますけれども、指定管理者制度の5年の期限が切れましたので、新たに指定管理者を募集しまして、別のといいますか、今までとは違う指定管理者に委ねております。

かいつまんで申しましたけれども、そういうことでございます。

それから次に、国民健康保険特別会計でございますけれども、平成25年度の決算を見ますと、全体では8,730万4,000円の黒字となりました。前年度の繰越金や基金積立金を勘案した実質単年度収支は1,624万2,000円の黒字になっております。

なお、保険給付費については、本年度は前年度に比べ8,436万8,000円（6.38%）の増となっております。

詳しくは、表等で書いておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

それから、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入の主なものは、保険料と一般会計からの繰入金で、繰入金の内訳は、保険料軽減補填分の保険基盤安定負担金、広域連合の事務費等となっております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で、その内訳は、保険料や保険基盤安定負担金の保険料等納付金と広域連合の事務費納付金が主なものでございます。

被保険者数は、平成26年3月末日現在で65歳以上74歳未満が21人、75歳以上が1,936人の合計1,957人でございます。

また、平成25年度分の保険料は、調定額1億4,990万160円、収納額が1億4,835万7,289円、還付未済額が6万1,300円で、実質収納率が98.93%になっておるところでございます。

それから、次は下水道特別会計でございますけれども、本町公共下水道では、平成13年に供用開始し、計画的に整備を進めておりますが、平成25年度末での整備状況は、事業認可区域255.8ヘクタールに対し、下水道整備済み区域は255.8ヘクタールで、認可区域内の100%の整備率となっております。全体計画の554ヘクタールに対しては、46.17%の整備率となっております。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は、公共下水道が69.22%、汚水処理施設7.63%、合計で76.85%となっております。

整備済み区域のうち下水道に接続された水洗化率は、公共下水道が97.47%、汚水処理施設100%、合計で97.72%となっております。

平成25年度決算は、歳入総額3億7,539万8,000円、歳出総額3億6,603万円で、差し引き額は936万8,000円の黒字で、実質収支額は936万8,000円となっております。

また、実質収支額から前年度収支額を差し引いた単年度収支額は、マイナスの195万3,000円となっております。

以上、ざっと説明を読み上げさせていただきましたけれども、以上が決算関係でございます。

決算の詳細については、会計管理者より補足説明をいたします。

次に、報告第6号 平成25年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するとともに、公表することとなっております、今回報告するものでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査については、8月4日に基山町監査委員に依頼し、8月22日に平成25年度財政健全化審査意見書を提出していただきました。今回、その写しを付して報告させていただいております。

健全化判断比率については、基山町は、実質赤字比率、赤字はなし、連結実質赤字比率、赤字なし、実質公債費比率15.3%、将来負担比率5.0%となっております。

また、資金不足比率については、基山町は資金不足額はございません。

次に、報告第7号 基山町一般会計継続費精算報告についてでございます。

内容は、基肄城跡水門石垣保存修理事業でございます。事業年度が平成24年度、25年度で、全体計画事業費3,986万5,000円に対して、実績が2,887万2,900円、精算差額が1,099万2,100円となっております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

訂正ですか。

○町長（小森純一君）続

申しわけございません。4ページといたしますか、第38号議案の平成26年度基山町一般会計補正予算（第3号）は、詳細につきましては担当課長より補足説明をいたさせますので、それを加えさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

ここで11時まで休憩いたします。

～午前10時46分 休憩～

～午前11時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の補足説明を求めます。

第27号議案から第30号議案までの補足説明を求めます。内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

それでは、第27号議案 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書1ページから説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

まず、第1条の趣旨についてでございます。本条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき定めるものでございます。

第2条では、最低基準の目的について定めております。児童が明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしております。

第3条では、最低基準の向上、第4条では、最低基準と放課後児童健全育成事業者について定めており、事業者は常にその設備及び運営を向上させなければならないとしております。

2ページをお願いいたします。

第5条では、放課後児童健全育成事業の一般原則について定めております。

第6条では、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策について定めており、非常災害における具体的計画を立てて、これに対する不断の注意と訓練に努めなければならないというふうにしております。

第7条では、事業者の職員の一般的要件について。

第8条では、事業者の職員の知識及び技能の向上等について定めております。

第9条では、設備の基準について定めております。事業所には、遊び及び生活の場としての機能及び静養するための機能を備えた専用区画を備えるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないとしておりまして、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとしております。

3ページをお願いいたします。

第10条では、職員について定めております。事業者は事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないとし、その数は支援の単位ごとに2人以上としております。ただし、支援員はその1人を除き、補助員より配置することもできるとしております。さらに、放課後

児童支援員となることのできる者について、その規定を各号に規定をいたしております。

第4項では、一つの支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下というふうにしております。

4ページをお願いいたします。

第11条では、利用者を平等に取り扱う原則、第12条では、虐待等の禁止、第13条では、衛生管理等についてそれぞれ定めております。第14条では、運営規程について定めております。事業者は事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないとしております。

5ページをお願いいたします。

第15条では、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿、第16条では、秘密保持等、第17条では、苦情への対応について定めております。

第18条では、開所時間及び日数について定めており、学校休業日は1日につき8時間、学校開業日は3時間の開所時間とし、開所日数については1年につき290日以上を原則としております。

第19条では、保護者との連絡。

6ページをお願いいたします。

第20条では、関係機関との連携、第21条では、事故発生時の対応について定めております。

今回の条例制定における条例の施行は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からということでお願いをいたしております。

第27号議案についての補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第28号議案 基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について御説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

第1条の趣旨についてでございます。本条例は、子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき、保育の必要性の認定に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、定義について定めております。

第3条は、認定基準について定めております。保育の必要性の認定は、小学校就学前子供の保護者のいずれもが同条第1項に定めるいずれかの事項に該当し、第2項に定める保育の

必要性の認定における区分及び第3項に定める優先利用に基づいて行うものとしております。

8ページをお願いいたします。

第4条では、保育の必要性の認定について定めております。

第1項では、家庭において必要な保育を受けることが困難でない場合には、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を行うこととしております。

第2項では、家庭において必要な保育を受けることが困難な場合には、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号または第3号の認定を行うこととしております。

今回の条例制定における条例の施行は、平成27年4月1日からということをお願いしております。

第28号議案の補足説明は以上で終わらせていただきます。

続きまして、第29号議案 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

第1条の趣旨についてでございます。

本条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めることとしております。

第2条は、定義について定めております。

11ページをお願いいたします。

第3条について、第3条は一般原則について定めており、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、良質かつ適切な内容及び水準の教育、保育を提供し、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境がひとしく確保されることを目指すことと等の原則を定めております。

12ページをお願いいたします。

第4条では、特定教育・保育施設の利用定員について定めております。特定教育・保育施設は、その利用定員を20人以上とし、各施設ごとに利用定員を定めることとしております。

第5条では、特定教育・保育の運営に関する基準を定めております。特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ保護者に対して運営規程の概要、職員の勤務体制、利用負担その他の重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、提供の

開始について利用者の同意を得なければならないこととしております。

第2項以降は、提供の方法について定めております。

13ページをお願いいたします。

第6条では、利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等について定めております。特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申し込みがあった場合は、正当な理由がなければこれを拒んではならないとし、利用定員を超えた場合は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で選考を行わなければならないとしております。

14ページをお願いいたします。

第7条では、あっせん、調整及び要請に対する協力、第8条では、受給者資格等の確認、第9条では、支給認定の申請に係る援助についてそれぞれ定めております。

15ページをお願いいたします。

第10条では、心身の状況等の把握、第11条では、小学校等との連携、第12条では、教育・保育の提供の記録について定めております。

第13条では、利用者負担額等の受領について定めており、特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとしております。また、特定教育・保育施設は第3項第4号に規定される利用者負担額以外の特定教育・保育に要する経費を支給認定者から支払いを受けることができるとしてしております。

16ページをお願いいたします。

第14条では、施設型給付等の額に係る通知等について定めております。

第15条では、特定教育・保育の取り扱い方針について定めております。特定教育・保育施設は、各施設の区分に応じて各号に定めるものに基づき、小学校就学前子供の心身の状況に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならないとしております。

17ページをお願いいたします。

第16条では、特定教育・保育に関する評価等、第17条では、相談及び援助、第18条では、緊急時等の対応、第19条では、支給認定保護者に関する町への通知について定めております。

第20条では、運営規程について定めております。特定教育・保育施設は、第1号から11号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならないとしております。

18ページをお願いいたします。

第21条では、勤務体制の確保等について定めております。特定教育・保育施設は、支給認定子供に対し、適切な特定教育・保育を提供できるよう、職員の勤務体制を定め、職員の資質向上のために研修の機会の確保を行わなければならないとしております。

第22条では、定員の遵守、第23条では、掲示、第24条では、支給認定子供を平等に取り扱う原則について定めております。

19ページをお願いいたします。

第25条では、虐待等の禁止、第26条では、懲戒に係る権限の濫用禁止、第27条では、秘密保持等、第28条では、情報の提供等について定めております。

第29条では、利益供与等の禁止について定めており、特定教育・保育施設は小学校就学前子供またはその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介すること等の対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならないとしております。

20ページをお願いいたします。

第30条では、苦情解決、第31条では、地域との連携等について定めております。

第32条では、事故発生の防止及び発生時の対応について定めております。特定教育・保育施設は事故の発生またはその再発を防止するため、事故発生の防止のための指針を整備すること等の措置を講じなければならないとしております。

第33条では、会計の区分。

21ページをお願いいたします。

第34条では、記録の整備、第35条では、特別利用保育の基準、第36条では、特別利用教育の基準についてそれぞれ定めております。

22ページをお願いいたします。

第37条からは特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定めており、第37条では、利用定員に関する基準について定めております。特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業の定員は1人以上5人以下、小規模保育事業A型、B型の定員は6人以上19人以下、小規模保育事業C型の定員は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業の定員は1人と定めております。

23ページをお願いいたします。

第38条では、運営に関する基準のうち、内容及び手続の説明及び同意、第39条では、正当な理由のない提供拒否の禁止等、第40条では、あっせん、調整及び要請に対する協力、第41条では、心身の状況等の把握について定めております。

24ページをお願いいたします。

第42条では、特定教育・保育施設等との連携について定めております。居宅訪問型保育事業を除く特定地域型保育事業者は、保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、第42条第1項各号に掲げる事項に係る連携を行う認定こども園、幼稚園、保育園を適切に確保しなければならないとしております。

第43条では、利用者負担額等の受領について定めております。特定地域型保育事業者は、保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとしております。また、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、第4項各号に掲げる費用も保護者から受け取ることができるものとしております。

26ページをお願いいたします。

第44条では、特定地域型保育の取り扱い方針、第45条では、特定地域型保育に関する評価等について定めております。

第46条では、運営規程について定めており、特定地域型保育事業では、第1項各号に掲げます事業の運営について重要事項に関する規程を定めておかなければならないとしております。

第47条では、勤務体制の確保等。

27ページをお願いいたします。

第48条では、定員の遵守、第49条では、記録の整備、第50条では、準用について定めております。

第51条では、特別利用地域型保育の基準について定めております。

今回の条例制定における施行の日は、法の施行の日からということでお願いしております。説明については以上でございます。

続きまして、第30号議案の補足説明をさせていただきます。

第30号議案 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明をさせていただきます。

31ページをお願いいたします。

第1条、趣旨についてでございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉法第34条の16第1項規定に基づき、定めるものでございます。

第2条では、定義、第3条では、最低基準の向上について定めております。

32ページをお願いいたします。

第4条では、最低基準と家庭的保育事業者等について定めており、家庭的保育事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないとしております。

第5条では、家庭的保育事業者等の一般原則について定めております。

第6条では、保育所等との連携について定めております。居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育、保育が継続的に提供されるよう、各号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならないとしております。

33ページをお願いいたします。

第7条では、家庭的保育事業者等と非常災害、第8条では、家庭的保育事業者等の職員の一般的要件、第9条では、家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等、第10条では、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準、第11条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則をそれぞれ定めております。

34ページをお願いいたします。

第12条では、虐待等の禁止、第13条では、懲戒に係る権限の濫用の禁止、第14条では、衛生管理等について定めております。

第15条では、食事について定めており、家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは事業所内で調理する方法等により行わなければならないとしております。

第16条では、食事の提供の特例について定めております。本条各号に掲げます要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、搬入施設において調理したものを提供することができるとしております。なお、この場合においても、当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないとしております。

35ページをお願いいたします。

第17条では、利用乳幼児及び職員の健康診断について定めております。家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定します健康診断に準じて行わなければならないとしております。

36ページをお願いいたします。

第18条では、家庭的保育事業所等内部の規程について定めております。家庭的保育事業者は、本条各号に掲げます事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないとしております。

第19条では、家庭的保育事業所に備える帳簿、第20条では、秘密保持等、第21条では、苦情への対応について定めております。

第2章からは各事業ごとの基準を定めており、第22条から第26条では、家庭的保育事業について定めております。

第22条では、設備の基準について定めております。家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所であり、本条各号に掲げます要件を満たすものとして、町長が適当と認める場所で実施するものとしております。乳幼児の保育を行う専用の部屋を設け、部屋の面積は9平方メートルとし、3人を越えた保育を行う場合は、1人につき3.3平方メートルを加えた面積としております。

37ページをお願いいたします。

第23条では、職員について定めております。家庭的保育者は町長が行う研修、町長が指定する佐賀県知事その他の機関が行う研修を含みますが、この研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であり、第2項各号のいずれにも該当するものとしております。また、家庭的保育者が保育することができる乳幼児の数は3人以下とし、家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下としております。

第24条では、保育時間について定めており、家庭的保育事業における保育時間は1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、家庭的保育事業を行う者が定めるものとしております。

第25条では、保育の内容。

38ページをお願いいたします。

第26条では、保護者との連絡について定めております。

第3章では、小規模保育事業について、第27条から第36条まで定めております。

第27条では、小規模保育事業の区分について定めており、小規模保育事業は小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型としております。

第2節は、小規模保育事業A型について定めております。

第28条では、設備の基準について定めております。小規模保育事業A型を行う事業所の設備の基準を各号に明示しております。主なものでは、乳児及び満2歳に満たない幼児を利用される事業所は、乳児室またはほふく室、調理設備及び便所を設けることとし、乳児室またはほふく室の面積は乳児または幼児1人につき3.3平方メートル以上であることとしております。満2歳以上の幼児を利用させる事業所は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けることとし、保育室または遊戯室の面積が幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場は幼児1人につき3.3平方メートル以上であることとしております。

40ページをお願いいたします。

第29条では、職員について定めております。小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならないとしておりますが、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができることとしております。

保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人、満1歳以上3歳に満たない幼児についてはおおむね6人に1人、満3歳以上4歳に満たない児童はおおむね20人に1人、4歳以上の児童はおおむね30人に1人の数に1を加えた数以上としております。

第30条では、準用について定めております。

第3節は、小規模保育事業B型について定めております。

41ページをお願いいたします。

第31条では、職員について定めております。小規模保育事業B型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならないとしておりますが、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができるものとしております。保育従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人、満1歳以上3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人、満3歳以上4歳に満たない児童おおむね20人に1人、満4歳以上の児童おおむね30人に1人の数に1を加えた数以上としており、その半数以上は保育士とすることとしております。

第32条では、準用について定めております。

第4節は、小規模保育事業C型について定めております。

第33条では、同じく設備の基準について定めております。

主な内容のものでは、乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室またはほふく室、調理設備及び便所を設けることとし、その部屋は1人につき3.3平方メートル以

上であることとしております。満2歳以上の幼児を利用させる事業所は、保育室または保育遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けることとし、保育室、遊戯室の面積は幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場は幼児1人につき3.3平方メートル以上であることとしております。

42ページをお願いいたします。

第34条では、職員について定めております。

家庭的保育者が保育できる乳幼児の数は3人以下とし、小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならないとしておりますが、調理の全般を委託する場合等は調理員を置かないことができるとしております。家庭的保育者が保育できる乳幼児の数は3人以下とし、家庭的保育事業者とともに保育する場合は5人以下としております。

第36条では、準用について定めております。

第4章では、居宅訪問型保育事業について定めております。

第37条では、居宅訪問型保育事業について、事業所は本条各号に掲げる保育を提供するものとしております。

第38条では、設備及び備品、第39条では、職員について定めており、保育者1人が保育できる乳幼児の数は1人としております。

43ページをお願いいたします。

第40条では、居宅訪問型保育連携施設、第41条では、準用について定めております。

第5章では、事業所内保育事業について定めております。

第42条では、利用定員の設定について定めております。事業を行う者は、事業の表に掲げる利用定員の区分に応じ、町が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなければならないとしております。

第43条では、設備の基準について定めております。事業所内保育事業を行う事業所の設備の基準を本条各号に明示してしております。主なものでは、乳児及び満2歳に満たない幼児を利用させる事業所は、乳児室またはほふく室、医務室、調理室及び便所を設けることとし、乳児室の面積は乳児または第1号の幼児1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は乳児または第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であることとしております。満2歳以上の幼児を利用させる事業所は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を

設けることとし、保育室または遊戯室の面積は幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場は幼児1人につき3.3平方メートル以上であることとしております。

46ページをお願いいたします。

第44条では、職員について定めております。事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならないとしておりますが、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができるものとしております。保育士の数は乳児おおむね3人につき1人、満1歳以上3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人、満3歳以上、満4歳に満たない児童おおむね20人に1人、満4歳以上の児童おおむね30人に1人の数に1を加えた数以上としております。

第45条では、連携施設に関する特例、第46条では、準用について定めております。

第47条では、利用定員が19人以下の小規模の事業所内保育事業の職員について定めております。

47ページをお願いいたします。

第48条では、準用、第49条では、委任について定めております。

今回の条例制定における条例の施行は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日からということをお願いをしております。

説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第31号議案の補足説明を求めます。原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

49ページをお願いいたします。

第31号議案 基山町立小中学校のいじめ問題対策に関する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

いじめは、いじめを受けた子供たちの教育を受ける権利や人権を著しく侵害することから、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼし、時としてその生命や身体に重大な危険を生じさせるもので、決して許されるものではありません。そのため、国においては、平成25年9月からいじめ防止対策推進法が施行され、佐賀県においても本年4月から佐賀県い

いじめ問題対策委員会条例が施行されました。基山町においても、いじめ問題対策に関する条例を制定し、法の趣旨に基づいた総合的な対策に取り組むことにいたしております。

まず、第1条で、小中学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、いじめが行われなくなることを目的といたしております。

第2条では、法24条や法28条による必要な調査を行うために、基山町いじめ問題対策委員会を設置し、第3条で、教育委員会の諮問に対して答申を行うことを規定しております。対策委員会では、実効的ないじめの防止策を協議したり、重大ないじめ事案について調査したりすることにしております。

第4条で、対策委員会の委員には、弁護士、学識経験者、児童生徒の発達及び心理、福祉等について専門的知識を有する者及び警察関係者などをお願いすることにいたしております。

51ページをお願いいたします。

また、第12条で、教育委員会は対策委員会からの答申事項を町長に報告することにしておりますが、第13条で法第30条の規定に基づいた重大事態への対処や発生の防止について町長は必要に応じて調査を行うことといたしております。

以上で基山町立小中学校のいじめ問題対策に関する条例の制定についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第35号議案の補足説明を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

それでは、第35号議案 基山町消防団員の定員、任命、給与、含む等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の55ページをごらんください。

今回の一部改正につきましては、消防団員を確保するために入団資格年齢を満20歳から満18歳に引き下げるものでございます。消防団員は常備の消防職員と異なり、平素は生業を持ちながら、みずからの地域はみずからが守るという崇高な精神に基づいて消防団活動を行っております。全国各地では異常気象などにより自然災害が頻発しており、消防団員の活動がますます期待されているところでございます。

現在、基山町においては、各地域において消防団員の確保が難しい状態となっております。

消防団員の確保につきましては各地域で御苦労されているところでございます。このため入団資格を緩和し、消防団への加入促進を図るものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第37号議案の補足説明を求めます。原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

57ページをお願いいたします。

第37号議案 電子黒板の取得についての補足説明をさせていただきます。

基山町教育委員会では、佐賀県の先進的ICT利活用教育推進事業臨時交付金を利用して、平成32年度までに学習用の情報端末を使用して学習できる環境を整備することを計画いたしております。特に電子黒板につきましては全クラスに1台ずつ配備することを目指しており、平成26年度から計画的に導入することにしております。今年度は基山小学校に4台、若基小学校に3台、基山中学校に3台の計10台を整備することにし、公募型指名競争入札により納入業者の募集を行いました。入札には4社が応札されましたが、西日本電信電話株式会社佐賀支店が落札し、仮契約しましたので、議会の同意を求めるものでございます。

以上で電子黒板の取得についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第38号議案の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、平成26年度基山町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の58ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに2億7,357万2,000円の追加をお願いしまして、総額は62億6,074万9,000円とするものでございます。

59ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に1款の町税を2,615万4,000円減額をし、9款の地方交付税を2億5,994万4,000円、14款の県支出金を4,314万6,000円、18款の繰越金を

6,761万9,000円、また20款。町債を3,535万円増額し、17款の繰入金のうち基金繰入金を1億4,376万2,000円減額し、財源調整を図らせていただいております。

60ページ、61ページをあわせてお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、2款。総務費を1億4,395万8,000円、8款。土木費を7,301万8,000円増額し、次のページの12款。公債費を284万9,000円減額し、予備費を183万8,000円減額することで財源調整を図らせていただいております。

62ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございます。臨時財政対策債として2億9,451万1,000円から3億2,986万1,000円へ3,535万円の増額をお願いいたしております。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

一般会計歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書、3ページをお願いいたします。

1款。町税でございます。3ページ及び4ページの町民税、固定資産税それぞれの目の1節。現年課税分につきましては、徴収率を97%から98%へ引き上げ、算定をいたしておりますけれども、調定額の増減によりまして、1項。町民税の1目。個人、1節。現年課税分に所得割額として926万4,000円の増額、2目。法人の1節。現年課税分に法人税割額として2,992万3,000円の減額、それから2項1目。固定資産税、1節。現年課税分に932万円の増額をお願いいたしております。

6ページをお願いいたします。

4項1目。町たばこ税、1節。現年課税分でございます。本数見込みの減によりまして、紙巻きたばこ等に1,651万8,000円の減額をお願いいたしております。

8ページをお願いいたします。

9款1項1目1節。地方交付税でございます。額の確定によりまして、普通交付税に2億5,994万4,000円の増額をお願いいたしております。

10ページをお願いいたします。

13款。国庫支出金、2項。国庫補助金、1目。民生費国庫補助金でございます。2節。児童福祉費補助金に子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金として459万円の増額をお願いいたしております。これは給付対象者数の増によるものでございます。補助率は100%でございます。

同じく2節に新しく保育緊急確保事業費補助金として390万9,000円をお願いいたしております。

ます。これは子ども・子育て新制度に向けての制度改正による安心こども基金事業からの振りかえによる新設でございます。

8目．総務費国庫補助金でございます。1節．総務費補助金に新しく社会保障・税番号制度システム整備費補助金として1,466万1,000円をお願いいたしております。番号制導入によります関係システムの整備のための費用に対する補助でございます。補助率につきましては、システムの種類によりまして10分の10あるいは3分の2でございます。

12ページをお願いいたします。

14款．県支出金、1項．県負担金、1目．民生費県負担金でございます。

2節．社会福祉費負担金に国民健康保険基盤安定負担金として373万6,000円の追加をお願いいたしております。主に保険税軽減分の増によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

2項．県補助金、1目．総務費県補助金でございます。新しく11節．交通施設整備費補助金に佐賀県交通施設バリアフリー化設備整備費補助金として3,550万円をお願いいたしております。これは高齢者等が公共交通機関を安心・安全に利用できるようにするため鉄道事業者が実施するバリアフリー化設備整備に対して補助を行うものでございます。補助率につきましては、町負担分の2分の1でございます。

2目．民生費県補助金でございます。2節．児童福祉費補助金に安心こども基金事業として517万7,000円の減額をお願いいたしております。これは先ほどここで説明をしましたように、制度改正による保育緊急確保事業費補助金への振りかえによる減額でございます。

同じく2節に新しく保育緊急確保事業費補助金として275万円をお願いいたしております。安心こども基金事業からの振りかえによるものでございます。補助率等の違いによりまして、増減額が同額とはなっておりません。

4目．農林水産業費県補助金でございます。1節．農業費補助金に青年就農給付金事業費補助金として300万円の増額をお願いいたしております。新規就農者2名分でございます。

同じく1節に新しく多面的機能支払推進交付金及び下段のほうに佐賀県人・農地問題解決加速化支援事業費補助金については、同様の補助金の振りかえによるものでございます。

9目．労働費県補助金でございます。1節．労働費補助金に佐賀県緊急雇用創出基金事業費補助金として310万3,000円の増額をお願いいたしております。これは中小企業等処遇改善事業の追加によるものでございます。補助率は100%でございます。

15ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金でございます。3目1節. 公共施設整備基金繰入金に1億4,376万2,000円の減額をお願いいたしております。これは昨年積み立てておりました地域の元気臨時交付金とそれを含めた財源調整でございます。

17ページをお願いいたします。

18款1項1目1節. 繰越金でございます。今回6,761万9,000円の追加をお願いし、総額が8,261万9,000円となるものでございます。

18ページをお願いいたします。

諸収入でございます。19款. 諸収入、5項3目2節. 雑入でございます。2段目及び3段目に鳥栖地区広域市町村圏組合負担金過年度返還金として25年度分の精算をお願いいたしております。

また、上から7段目に新しく地域内フィーダー系統確保維持事業割引きつぷ販売代金として7万円をお願いいたしております。これはコミュニティバスの回数券の販売代金でございます。70冊分を見込んでおります。

19ページをお願いいたします。

20款1項. 町債、4目1節. 臨時財政対策債でございます。額の確定によりまして3,535万円の追加をお願いいたしております。普通交付税の確定に伴い算定をされたものでございます。

続きまして、歳出でございます。

20ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費でございます。13節. 委託料に新しく人事給与内部情報系システム共済標準報酬制対応委託料として280万8,000円をお願いいたしております。これは共済費の算定方法が標準報酬制へと変更になることに伴い、内部情報系のシステムの改修費用でございます。

5目. 財産管理費でございます。11節. 需用費に修繕料として119万2,000円をお願いいたしております。庁舎の自動給水ポンプ及び合併浄化槽のブロアの修理費でございます。

21ページをお願いいたします。

6目. 企画費でございます。13節. 委託料に新しく基幹系情報システム改修委託料として1,041万9,000円をお願いいたしております。これは社会保障、税にかかわる番号制導入に対

応するための基幹系システムの改修費用でございます。

次に、19節．負担金補助及び交付金に新しく鉄道（けやき台駅）バリアフリー化設備整備費補助金として7,100万円をお願いいたしております。これはJRが行うけやき台駅舎のエレベーター設置等のバリアフリー化事業への補助でございます。補助率は事業費の3分の1でございます。

同じく19節にコミュニティバス運行業務支援負担金として1,108万3,000円をお願いいたしております。コミュニティバス1号車、2号車の分で10月から3月分までの費用でございます。

また、新しく社会保障・税番号制度中間サーバー負担金として98万1,000円をお願いいたしております。これは番号制導入に係る政府の情報ネットワークシステムと自治体の業務システムとの間で個人情報をつなぐ役割を担う中間サーバーの運営負担金でございます。

8目．財政調整基金費でございます。25節．積立金に財政調整基金積立金として4,200万円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、地方財政法に規定がありまして、決算の余剰金の2分の1以上を積み立てることとなっておりますので、歳入のところで申し上げましたとおり、繰越金の合計が8,261万9,000円となっておりますので、その2分の1相当の4,200万円の積み立てをお願いするものでございます。

22ページをお願いいたします。

2項．徴税费、1目．税務総務費でございます。13節．委託料に固定資産評価替業務委託料として307万8,000円をお願いいたしております。27年度が評価がえの年になっておりまして、その準備のためのものでございます。

飛びまして、25ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費でございます。12節．役務費に新しく福祉交流館の看板設置手数料、また外灯手数料として9万8,000円をお願いいたしております。

2目．老人福祉費でございます。12節．役務費に新しくゲートボール場休憩所撤去手数料として32万円をお願いいたしております。これはゲートボール場の利便性を上げるため、中央付近に設置しております休憩所の撤去費用でございます。

次に、13節．委託料に新しく徘徊高齢者等位置探索委託料として11万4,000円をお願いいたしております。徘徊高齢者等の位置確認のための費用でございます。

26ページをお願いいたします。

3款. 民生費、2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に子育て世帯臨時特例交付金として459万円をお願いいたしております。今後の給付見込みによるものでございます。

27ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費でございます。13節. 委託料に健康管理等システム改修委託料として87万5,000円をお願いいたしております。番号制導入に伴う健康管理システムの改修費用でございます。

2目. 予防費でございます。13節. 委託料に各種予防接種委託料として821万6,000円の追加をお願いいたしております。これは成人用肺炎球菌ワクチン予防接種と水痘予防接種の定期予防接種化による増額でございます。

29ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に青年就農給付金として300万円の増額をお願いいたしております。新規の青年就農者2名分でございます。

5目. 農地費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に新しく多面的機能支払補助金として133万円をお願いいたしております。これは組み替えによるものでございます。

31ページをお願いいたします。7款1項. 商工費、1目. 商工総務費でございます。13節. 委託料に中小企業等経営力改善事業委託料として310万3,000円の追加をお願いいたしております。これは町内の中小企業等を対象に個別アドバイスや社員への関連研修を行い、生産性の向上やコストの削減など経営力の強化を図る事業でございます。

33ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費でございます。11節. 事業費に修繕料として300万円の追加をお願いいたしております。町道の維持修繕費用でございます。

15節. 工事費に町道維持・補修工事として6,648万2,000円の追加をお願いいたしております。これは真尻1号線等の維持補修工事費でございます。

34ページをお願いいたします。

3項. 都市計画費、3目. 公園費でございます。11節. 需用費に修繕料として150万円の追加をお願いいたしております。総合公園の多目的グラウンド排水の修繕やけやき台北部公

園の照明回線の修理費の費用でございます。

36ページをお願いいたします。

5項. 住宅費、1目. 住宅管理費でございます。11節. 需用費に修繕料として193万7,000円の追加をお願いいたしております。これは今後の支出見込みによるものでございます。

39ページをお願いいたします。

2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費でございます。13節. 委託料に新しく屋内運動場天井等点検業務委託料として83万4,000円をお願いいたしております。これは屋内運動場の天井等の落下防止対策のための点検業務でございます。本事業は基山小学校だけでなく、2目の若基小学校管理費、次のページの3項. 中学校費、1目. 学校管理費の中に3つの学校ともお願いをいたしております。面積の大小によりまして若干の金額の差がございます。

41ページをお願いいたします。

4項. 社会教育費、3目. 文化財保護費でございます。8節. 報償費の14万9,000円から18節. 備品購入費の7万8,000万円まで主に基肆城築造1350年事業に係る経費の増額をお願いいたしております。

43ページをお願いいたします。

11款. 災害復旧費、2項. 公共土木施設災害復旧費、1目. 公共土木施設現年発生災害復旧費でございます。11節. 需用費に修繕料として410万円をお願いいたしております。8路線分でございます。

44ページをお願いいたします。

12款1項. 公債費、2目. 利子でございます。23節の償還金利子及び割引料に長期債利子として349万9,000円の減額をお願いいたしております。支払利息の確定見込みによるものでございます。

45ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金、2項. 諸費、1目. 国県支出金返納金でございます。23節の償還金利子及び割引料に2,297万3,000円をお願いいたしております。大きなものにつきましては、平成25年度の障害者自立支援給付費の国庫負担金、県費負担金の精算返納分がございます。

46ページをお願いいたします。

14款1項1目. 予備費でございます。今回、予備費に183万8,000円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

以上で一般会計補正予算（第3号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時58分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、第39号議案及び第40号議案の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、第39号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の63ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも5,920万1,000円の追加をお願いし、総額を22億7,506万4,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。まず、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税については、1節から3節までは国民健康保険税の当初賦課額が確定いたしましたので、703万円の更正をお願いしております。

次に、2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても、1目と同様に1節から3節まで当初賦課額が確定いたしましたので、858万7,000円の更正をお願いしております。

次に、4ページをお願いいたします。

3款1項1目の療養給付費等負担金の1節の現年度分課税分でございます。療養給付費負担金につきましては、歳出2款、保険給付費の一般被保険者療養費負担金の補正などにより216万円の追加をお願いしております。

また、介護納付金負担金分につきましては、歳出の介護納付金が平成26年度分の額が概算で確定いたしましたので、それに伴い、3万円の更正をお願いしております。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者支援金が平成26年度分の額が概算で確定いたしましたので、それに伴い、125万1,000万円の追加をお願いしております。

次に、5ページをお願いいたします。

3款2項1目の財政調整交付金でございます。1節の普通調整交付金につきましては、歳出2款、保険給付費の一般被保険者療養費負担金の補正などにより101万8,000円の追加をお願いしております。

次に、6ページをお願いいたします。

4款1項1目の療養給付費等交付金でございます。1節の現年度分につきましては、歳出の2款1項2目19節の退職費保険者等療養給付費負担金及び2款2項2目19節の退職被保険者等高額療養費補助金の追加に伴いまして、1,876万円の追加をお願いしております。

次に、2節の過年度分につきましては、過年度分の精算によりまして2,365万3,000円の追加をお願いしております。

次に、7ページをお願いいたします。

5款1項1目の前期高齢者交付金でございます。これにつきましては、前期高齢者交付金の交付額がほぼ確定いたしましたので、18万8,000円の更正をお願いしております。

次に、8ページをお願いいたします。

6款2項1目の財政調整交付金でございます。1節の一種交付金につきましては、歳出2款、保険給付費の一般被保険者療養費負担金の補正により79万2,000円の追加をお願いしております。

次に、9ページをお願いいたします。

7款1項1目の高額医療費共同事業交付金でございます。昨年度と同様に、前期の精算と過年度分の精算が行われる見込みでございますので、3,742万7,000円の更正をお願いしております。

次に、10ページをお願いいたします。

8款1項1目の利子及び配当金でございます。財政調整基金分の利子分の追加でございます。9万7,000円の追加をお願いしております。

次に、11ページをお願いいたします。

9款1項1目の一般会計繰入金でございますが、保険税の当初賦課が確定いたしましたので、保険税軽減分を補填する保険基盤安定繰入金を538万7,000円追加いたしております。

また、平成26年度地方交付税の確定によりまして、財政安定化支援事業分を438万7,000円の更正をお願いしております。

次に、12ページをお願いいたします。

9款2項1目1節の財政調整基金繰入金でございますが、1,599万9,000円の繰り入れをお願いしております。

次に、13ページをお願いいたします。

10款1項2目の繰越金でございます。1節の繰越金につきましては、平成25年分の決算が確定いたしましたので、4,730万4,000円の追加をお願いいたしまして、繰越金の総額が8,730万4,000円でございます。

次に、14ページをお願いします。

11款4項1目1節の一般被保険者第三者納付金、3目1節の一般被保険者返納金につきましては、それぞれ7月時点での実績額を計上いたしております。

続きまして、歳出でございます。主なものについて御説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

2款1項2目の退職被保険者等療養給付費でございます。19節の退職被保険者等療養給付費負担金につきましては、平成26年3月分から5月分の実績とこれからの療養給付費と計算いたしまして、1,720万1,000円の追加をお願いしております。

次に、3目の一般被保険者療養費でございます。19節の一般被保険者療養費負担金につきましては、一般被保険者療養費負担金の平成26年度の執行済み額とこれからの負担額を計算いたしまして、354万7,000円の追加をお願いしております。

次に、16ページをお願いいたします。

2款2項2目の退職被保険者等高額療養費でございます。19節の退職被保険者等高額療養費補助金の平成26年度分の執行済み額とこれからの負担額を計算いたしまして、514万円の追加をお願いしております。

次に、17ページをお願いいたします。

3款1項1目の後期高齢者支援金でございます。19節の後期高齢者支援金につきましては、平成26年度分の額が概算で確定いたしておりますので、8万1,000円の追加をお願いしております。

次に、18ページをお願いいたします。

4款1項1目の前期高齢者納付金でございます。19節の前期高齢者納付金につきましても、平成26年度分の額が概算で確定いたしておりますので、1万2,000円の追加をお願いしております。

次に、19ページをお願いいたします。

6款1項1目の介護納付金でございます。19節の介護納付金につきましては、平成26年度分の額が概算で確定いたしておりますので、9万4,000円の更正をお願いしております。

次に、21ページをお願いいたします。

9款1項1目の財政調整基金費でございます。25節の財政調整基金積立金に9万7,000円の追加をお願いしております。これは利子分の追加でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

11款1項2目の償還金でございます。23節の償還金利子及び割引料に3,290万7,000円の追加をお願いしております。内容につきましては、平成25年度の療養給付費等負担金の額の確定に伴う返納金でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

内容につきましては、平成25年度の事務費の精算が確定いたしましたので、その分の返納金でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

12款1項1目の予備費でございます。今回、財源調整のために9万円の追加をお願いしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、第40号議案の平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の66ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも300万7,000円の追加をお願いし、総額を2億213万7,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。まず、1款1項1目の特別徴収保険料でございます。1節の現年度分

につきましては、当初県の広域連合が算定した額で予算計上を行っていましたが、26年度分の賦課が確定いたしましたので、251万1,000円の追加をお願いしております。

次に、4ページをお願いいたします。

5款1項1目の繰越金でございます。1節の繰越金につきましては、平成25年度決算の歳入歳出差し引き残高が確定いたしましたので、49万6,000円の追加をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

主なものについて御説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。19節の負担金補助及び交付金の保険料等納付金につきましては、当初県の広域連合が算定した額で予算計上してありますが、26年度分の賦課が確定いたしました関係で295万7,000円の追加をお願いしております。

次に、6ページをお願いいたします。

4款2項1目の一般会計繰出金でございます。過年度分の精算が確定いたしましたので、5万円の追加をお願いしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第41号議案の補足説明を求めます。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

第41号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の69ページでございます。

今回の主な補正は、繰越金の額の確定による基金繰入金と他会計繰入金の減額、並びに国庫補助対象事業費が確定したことによる国庫補助金と町債の減額でございます。

72ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正についてでございます。

国庫補助対象事業費が確定したことにより120万円の減額をお願いいたしております。充当率は90%でございます。

補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。3ページをお願いいたします。

3款1項1目、下水道事業補助金の減額は、国庫補助対象事業費が確定したことによるものでございます。

4ページをお願いします。

6款1項1目、公共下水道基金繰入金の減額は、基金から繰り入れる人件費相当分でございます。

5ページをお願いいたします。

6款2項1目、公共下水道一般会計繰入金の減額は、繰越金の額の確定によるものでございます。

2目、汚水処理施設一般会計繰入金の追加は、汚水処理施設事業費の修繕料でございます。

6ページをお願いいたします。

7款1項1目、繰越金の追加は、繰越金の額の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

9款1項1目、下水道事業債の減額は、国庫補助対象事業費が確定したことによるものでございます。

充当率は90%でございます。

次に、歳出でございます。8ページをお願いいたします。

2款1項1目、公共下水道事業費、11節、需用費につきましては、基山ニュータウン処理場曝気ブローモーター修繕料の追加、13節、委託料につきましては、下水道幹線管実施設計業務委託料の入札による減額、15節、工事請負費につきましては、大城地区下水道污水管築造工事費の追加によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

2款2項1目、汚水処理施設事業費、11節、需用費につきましては、きやま台汚水処理施設破砕機等の修繕料の追加によるものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で各課長の補足説明が終わりましたので、次に、平成25年度各会計の決算についての補足説明を求めます。天本会計管理者。

○会計管理者（天本政人君）

それでは、私のほうから平成25年度一般会計及び国民健康保険、後期高齢者医療、下水道、各特別会計の決算に係る補足説明を行います。

平成25年度一般会計及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調整し、一般会計及び特別会計の諸書類、その他政令で定める書類とあわせて町長に提出をいたしました。町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付するため、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査が行われております。後ほど監査委員より意見を付して決算審査報告をしていただきます。

平成25年度各会計の決算を議会の認定に付するために、第42号議案 平成25年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから第45号議案 平成25年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの4議案について、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、決算に関する主要な施策の成果説明及び監査委員の決算審査意見書を付して提出しております。また、決算説明資料を決算認定関係資料として提出しております。

決算に係る主要な施策の成果説明書につきましては、先ほど町長が詳しく報告いたしましたので、省かせていただきまして、実質収支に関する調書、財産に関する調書についての説明を行いたいと思います。

資料をごらんいただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

では、実質収支に関する調書から説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページでございます。

まず、一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額58億9,929万2,000円、歳出総額57億1,492万円で、歳入歳出差し引き額が1億8,437万2,000円となっております。

平成25年度につきましては、翌年度に繰り越すべき財源が1億175万3,000円ございますので、実質収支額は8,261万9,000円となっております。

2ページをお開きください。

国民健康保険特別会計につきましては、実質収支額は8,730万4,000円となっております。

次、3ページでございます。

後期高齢者医療特別会計の実質収支額は、49万8,000円となっております。

4ページをお願いします。

下水道特別会計につきましては、実質収支額が936万8,000円となっております。

次に、財産に関する調書について説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

公有財産の土地及び建物の行政財産につきましては、決算年度中の土地の増減があり、その主なものを御説明いたします。

まず、公共用財産の公衆用道路2万9,010.30平方メートルの増につきましては、町道や林道の寄附や、普通財産から町道への用途変更及び開発行為による帰属による増などでございます。

次に、その他の公園1,283平方メートルの増及び福祉施設の1,150平方メートルの減につきましては、福祉施設として計上されている老人憩の家西側の緑地1,150平方メートルについて、現況に合わせてその他公園に用途変更を行ったものなどでございます。

次に、町営住宅の620平方メートルの増につきましては、普通財産として計上されているもののうち、現況が住宅用地となっている土地について財産区分の変更を行ったものでございます。

次に、農業用施設3,326.36平方メートルの減及びその他の公共用財産の3,326.36平方メートルの増につきましては、農業用施設として計上されているもののうち、3,326.36平方メートルを現況に合わせてその他の公共用財産として用途変更を行ったものでございます。

次に、普通財産の土地4,580平方メートルの減につきましては、先ほど申し上げました公共用財産の公衆用道路や町営住宅への財産区分の変更によるものでございます。

また、建物につきましては、平成25年度につきまして増減はございませんでした。

次に、6ページをお願いいたします。

山林についてでございますが、山林については、決算年度中の面積及び立木の推定数量に増減はございません。

次に、(3)の出資による権利についてでございます。

調書の中で、決算年度中に減になったものが1件ございます。鳥栖基山農業公社出資金の減につきましては、平成25年3月31日をもって解散し、残余財産について、平成25年12月に本町を含めた出資団体へ寄附されたことによる全額の減でございます。

次に、7ページと8ページをごらんいただきたいと思います。物品関係でございます。物品については、50万円以上の物品について計上いたしておりますので、お目通しをお願い

したいと思います。

次に、基金関係の主なものについて御説明いたします。

9ページをお開きください。

財政調整基金の2,826万円の増につきましては、7,500万円の積み立てと26万円の利子を積み立てた分から4,700万円の繰り入れを行っておりますので、差し引きの額となっております。

それから、減債基金2,779万7,000円につきましては、利息として20万3,000円を積み立てておりますが、2,800万円を繰り入れしておりますので、その差額の減額というふうになっております。

それから、公共施設整備基金の1,424万2,000円の減ですが、8,821万6,000円の積み立てと454万2,000円の利息の積み立てから、1億700万円の繰り入れを減額したものでございます。

次に、教育施設整備基金の1,000万1,000円の増につきましては、佐賀県ICT臨時交付金として1,000万円の交付がありましたので、利息と合わせて積み立てたものでございます。

けやき台緑地維持管理基金につきましては、570万5,000円を25年度で繰り入れを行ったことによりまして減額となりましたので、25年度末の基金残高はゼロとなっております。

それから、特別会計では、国民健康保険財政調整基金に3,315万円を積み立てており、年度末残高が1億5,050万7,000円となっております。

次に、10ページから18ページにつきましては、会計別決算総括表と款別決算額比較表を付しております。決算内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、会計別決算総括表、款別決算額比較表、その他決算説明資料を提出しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、平成25年度各会計の決算についての補足説明を終わらせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜り、認定いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、監査委員による審査報告を求めます。太田代表監査委員。

○代表監査委員（太田博史君）（登壇）

それでは、平成25年度の決算審査の報告をいたします。

意見書の1ページです。

まず、審査の対象ですが、平成25年度の一般会計と3つの特別会計の歳入歳出決算書及び

歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査しております。

それから、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として設けられました土地開発基金と3つの基金の運用状況を審査しております。

審査の期間ですが、26年7月14日から8月1日までの2週間、河野議員とともに審査しております。

審査の方法ですが、決算計数の正確性、予算の執行状況等につきまして、通常実施すべき審査手続を実施しております。それと、基山町の場合は各課から多くの関係書類を提出してもらっております。通常は10種類ぐらいなんですけど、基山町の場合は、50種類ぐらいの関係書類の提出をしてもらっております。

次に、審査の結果ですが、一般会計と3つの特別会計の決算書及びその附属書類は、いずれも法令に規定された様式に準拠しており、かつ決算計数は関係諸帳簿と符号して正確であるものと認めました。

予算の執行状況につきましては、おおむね適正に執行されているものと認めました。

決算審査の意見につきましては、2ページから7ページに書いておりますので、ポイントの部分だけ補足説明をさせていただきます。

財政運営の健全性を主眼とした意見書になっております。

1点目、一般会計の収支状況です。

25年度は一般会計から特別会計への繰り入れが2億7,000万円行われたんですが、一般会計としては、実質収支額で8,200万円の黒字となっております。

公会計では、借り入れというのは歳入に入れることになっていきますから、歳入が不足する場合は借り入れをして黒字に持っていくという自治体もあるんですが、基山町はそういうことはしておりませんで、借入金を1億6,000万円減少させた上で黒字決算となっております。25年度も健全な財政運営の基本は確保できたと評価できると考えます。

2点目、国民健康保険特別会計の収支状況です。

一般会計から9,900万円の繰り入れをもらったんですが、25年度は実質収支額で8,700万円の黒字決算となっております。

当会計は、どこの自治体でもそうなんですけど、財政運営が非常に厳しいんですが、基山町の25年度の決算を見ますと、歳入のうち、国民健康保険税が4億1,700万円で、前年よ

り170万円減少したにもかかわらず、歳出のほうは、歳出合計の67%を占めます保険給付費が10億円の支出で、対前年で8,400万円増加するという非常に激しい状況だったんですが、最終的には黒字を確保できております。

佐賀県では、25年度は20市町のうち8市町が赤字という状況だったみたいです。24年度は10市町だったんですが、ちょっと減ったんですけれども、それでも8市町が赤字という状況です。

国民健康保険税につきましては、住民の関心の高いところでもありますから、値上げは極力避けるべく、収入未済額の一層の収入率向上と財政努力をお願いいたします。

3点目、下水道特別会計に行きます。

一般会計から約1億4,000万円の繰り入れがあったんですが、実質収支額は900万円の黒字決算となっております。この事業は借入金が25億円と非常に多く、歳入の37%を一般会計からの繰入金で維持されている事業で、財政運営は厳しい現状にあるんですが、住民の快適な生活に欠かせない重要な役割を果たしている事業ですから、27年4月から移行されます公営企業会計に変更する目的に沿った円滑で健全な事業運営に努めていただきたいと思います。

次、6点目の町債残高と借入金の利子についてです。

町債残高、借入金は、25年度末で約60億円で、5年前に比べますと約10億円減少しております。この借入金は、先ほど町長が説明しました財政健全化判断比率を算出する大きなポイントになっている項目です。この借入金が大きく減少したことによりまして、比率が大きく改善されております。特に将来負担比率というのがあるんですが、これが早期健全化比率というのが350%なんですけど、当町は23年度が64%、24年度が20%、そして25年度は5%まで改善、下がっております。

それと、借入金が減ったことによりまして、借入金の利子が大きく減っております。5年前に比べまして、年間で約5,000万円、10年前に比べますと約1億円借入金の利子が減っております。これは大きな歳出削減効果があったと言えると思います。それでも、やはり今の歳入に比べますと60億円という借入金は多過ぎます。国の経済対策上、町債の増発はやむを得ない面があるんですが、極力発行額は抑制していただきたいと思います。

7点目、自主財源です。

自主財源というのは、町が自主的に収入し得る財源を言うんですが、25年度は前年よりも3,900万円ふえまして、約30億円の歳入になっております。トータル金額としては増収にな

ってはいらるんですが、内訳を見てもみますと、基金からの繰入金と前期からの繰越金で6,700万円の増加があったんですが、町民税、個人と法人の住民税ですね、町民税は7,100万円の減収となっています。個人住民税は24年度が過去最高額だったんですが、25年度は定年退職者の増加等の要因がありまして、大幅な減収となっております。先行きもこの減少は続くと思われ、予想されます。大きな不安材料になってきております。

それに、今後は特に公共施設の老朽化に対応するための経費の増加が予想されます。今後の財政運営が激しさを増す中で、必要な住民サービスを確保するためには、この自主財源の増収というのは不可欠だと考えます。自主財源の増収になる方策はいろいろ考えられると思います。昨年も決算審査の意見書では、歳入の確保について広告料収入ですとか、公有財産の有効利用とか、雑入とか、5項目で意見を述べさせていただいたんですが、25年度は残念ながらその効果は把握できておりません。

26年度は、基山町でも既に歳入増加に具体的に取り組んでいるよという話を幹部から聞きましたし、政府からは、ふるさと納税を地域活性化の目玉にしたいという、そういう旨の方針も出ておりますので、大いに26年度は期待しております。具体的な目標値を設定していただいて、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

9点目、消費税の増税の対策についてです。

ことしの4月から消費税が増税されましたけれども、平成26年度は増税されたことによりまして約3,700万円ほど歳出がふえると計算されております。一般会計では、消費税の確定申告というのは行っておりませんので、下水道特別会計は行っているんですけども、一般会計は行っていないので、増税分を上乗せして支払った分だけ歳出がふえるということになります。そして、27年10月からさらに2%増税されることになると思われますが、これはなるかどうかわかりませんが、なると想定して話しますが、経過措置を受けられるものは漏れなく受けるようにしていただきたい。具体的には、図書館の本体工事、これが27年10月に完成、引き渡しということを知っています。経過措置が受けられれば8%でいいんですが、受けられなければ10%ということになります。今の計画どおり契約がいけばいいんですが、契約のずれ込みがありますと、その分には十分注意しておく必要があると思います。

図書館の関連工事につきましても、発注時期、発注方法、引き渡し日に十分注意していただきたいと思います。

それから、27年度の物品納入につきましても、予算計上時から発注時期については検討を

お願いしたいと思います。

10点目、一部事務組合の負担金です。

歳出削減の対象となる主な項目としましては、この負担金のほかに補助金と委託料があるんですが、これらについては昨年の決算審査で意見を述べさせていただいています。ことしの定期監査でも意見を書いておりますので、今回は意見を述べるのを差し控えさせていただきましたが、補助金、委託料についても引き続き、効果のある改善活動により歳出削減に取り組んでいただきたいと思います。

次回の定期監査でも、補助金、委託料につきましては監査の対象と考えております。

それで、一部事務組合の負担金ですが、多額な予算になるんですが、総額一本で予算計上されるということもありますし、その内容の細部まで十分に検討されにくい状況にあります。組合全体の歳出が削減できれば、当町の負担も減るわけですから、担当課のほうでまずは内容の情報開示をするようにしていただけたらなと思います。

基山町が主宰というか、負担率の一番多いという組合はないんですが、当町でも協力できることはあると思います。

この負担金の中で最も金額の多いのは、ごみ処理の負担金なんですが、25年度は当町で2億3,000万円の負担金を支出しております。クリーンヒル宝満のごみ処理にかかった経費は、ごみの搬入量の割合で負担金が決まっていますが、基山町はほかのところと比べて1人当たりの搬入量が多いというデータが出ております。ごみ出しについては、いろんな方策を農林環境課のほうで考えていまして、本当に積極的に取り組んでいただいております。それでも、基山町の1人当たりの搬入量が多いということは、まだ工夫の余地があるのだと思います。

ごみの搬入量は、クリーンヒル宝満に搬入された時点で、その重量をはかっているんですが、基山町はごみの分別がまだ不十分なのかもしれませんし、あるいは水切りの仕方が不十分なのかもしれません。水切りをもっと徹底的にできれば量が減りますし、重さが減りますから、負担金減につながります。

それから13点目、業務改善についてです。

基山町には、改善提案制度というのがありまして、改善提案が23年度に48件、24年度に33件、そして25年度は18件提出されております。これらの実務を基点とする改善提案というのは、まさしく考える職員による業務改善の実践として重要な意義があると考えます。ですが、

まだまだ提案件数が少な過ぎます。改善したいテーマはいっぱいあると思います。非効率な業務手続ですとか、業務慣行を見直して、業務改善に結びつけてほしいと思います。

歳出削減についても、改善テーマになると思いますし、歳入増につきましても改善テーマになると思います。

最後、15点目のまとめに入ります。

地方自治体の決算で、黒字か赤字かというのは、通常、実質収支額で判断するんですが、当町の実質収支額は、一般会計と特別会計の合計額でここ5年間連続して毎年2ないし3億円の黒字を計上しております。しかも、借入金はここ5年間連続して減少しております。ということは、実質収支額を黒字にするための借り入れは5年間していないということになります。

それから、積立金基金を取り崩して黒字に持っていくという手段がよくとられるんですが、当町の場合は、基金の残高は5年前に比べて4.5億円ふえております。そういうことはしていないということになります。これは、5年間健全な財政運営に努めてきた結果と言えると思います。6年前は、平成20年度は基山小の改築があったために大きな支出がありました。多額の借金をして、それで黒字に持っていったということをしています。

私は、地方自治体の経営の原則は、歳入身の丈、入りを図りて出るを制すと考えていますけれども、基山町の場合は、ここ5年間は身の丈に合った財政運営をしてきたと言えると思います。

ただ、基山町の将来のために必要な投資的経費を抑制することによって黒字に持っていったのではないかと危惧する向きもあるとは思われますが、この投資的経費の割合、歳出合計に対する投資的経費の割合は、23年度が6.7%です。24年度が6.5%と非常に低かったんです。通常、投資的経費は10%が標準というふうに言われています。私は、去年の意見書では低過ぎる旨の意見を書いたんですが、25年度は12.7%で、標準以上に将来必要な投資的経費が支出されております。

問題は、今後の財政運営だと思います。今後は、歳入面では国の財政状態から見ますと、国庫補助金等の減少は避けられないと思いますし、基山町の場合は、特に高齢化の進展などによる住民税等の収入の減少が予想されます。既に住民税については25期、25年度、顕著にあらわれております。

また、歳出面では、社会保障関係費や公共施設等の老朽化に対応するための経費が大幅に

増加することが予想されます。また、図書館の建設による多額な支出も既に決まっております。今後は財政運営の厳しさが一層増すと見込まれます。

そこで、結論ですが、今後の財政運営に当たっては、一層の各種財源、歳入の確保に町職員全員で努めるとともに、基金の有効活用及び借入金の縮減並びに事務事業の効率的な執行等による歳出削減、抑制に努めていただきたい。そして、目的とする住民のニーズを的確に把握したサービスの向上を図るとともに、当町の活性化に努められることを望みます。

以上です。

日程第25 報告第8号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第25. 報告第8号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とします。

この際、朗読を省略して、これより報告を求めます。大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

報告第8号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について概要を御説明いたします。

教育委員会の事務事業の点検及び評価制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされています。

このため、本町教育委員会では、平成25年度事務事業について点検及び評価を行うため、本町教育委員会の概要、活動実績並びに平成25年度基山町教育委員会の基本方針の各重点目標の評価について、取り組みと成果、自己評価、課題と今後の方向性について事務事業の点検及び評価を別添のとおり取りまとめました。

また、報告書については、同法第27条第2項の規定に「事務事業の点検及び評価を行うに際し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されています。

このため、学識経験を有する3名の方に、平成25年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について御意見をお伺いいたしました。

それでは、本報告書の内容を御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

1 ページは、教育委員会の事務事業の点検及び評価制度について説明をいたしております。

2 ページをお願いいたします。

2 ページは、教育委員会の概要について記載しております。

3 ページをお願いいたします。

3 ページから 5 ページにかけて、平成25年度の教育委員会の会議において審議した議案及びその結果と教育委員会の活動実績を記載しております。

6 ページをお願いいたします。

6 ページは、事務事業の評価の方法及び点検、評価に関する意見を伺った有識者について記載しております。

7 ページをお願いいたします。

7 ページに、主要施策の評価として、平成25年度基山町教育委員会の基本方針の重点目標を記載し、これに基づいて 8 ページから 52 ページまで、それぞれ施策の目標と取り組み状況と成果、自己評価、課題と今後の方向性について記載しております。

今年度も②の取り組みと成果、③自己評価、④課題と今後の方向性については、該当する項目で各学校、係ごとにそれぞれ詳しく表記しております。

53 ページをお願いいたします。

53 ページから、平成25年度教育委員会の事務事業点検・評価に関する有識者会議における意見書ということで、7月22日の有識者会議において御意見をお伺いし、その意見を取りまとめた意見書を添付しております。

以上、報告第 8 号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

日程第26 決算特別委員会の設置について

○議長（鳥飼勝美君）

日程第26. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。基山町議会委員会条例第 4 条第 1 項の規定により、今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第 2 項の規定により、決算特別委員会の委員の数を11名とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

次に、決算特別委員会委員の選任については、基山町議会委員会条例第 5 条第 1 項の規定

により、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会の委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に、議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後 1 時 54 分 散会～